

介護サービス事業所の各種届出について

1 変更届・加算届について

(1) 変更届について

- ① 変更届出書は変更後10日以内に届け出ることとする。
- ② 総合事業のサービス事業所においても、忘れずに届け出ること。

忘れていませんか？

総合事業の各種加算届・変更届は、市への提出が必要です。

訪問介護・通所介護を西三河福祉相談センターへ届け出て、総合事業もあれば市へも忘れずに届け出てください。他市の総合事業の指定を受けている場合は、他市への届け出も忘れずに行ってください。

- ③ ただし、運営規程の変更のうち従業員の変更（職員の採用、退職の異動）は頻繁にあることも考えられるため、次のことを条件に、特例扱い※をすることとする。
(愛知県における「従業員の変更に係る届け出の特例」同様の規定とします。)

※その都度の届出はなく、毎年6月1日時点の内容を同月末までに届け出ること。

- ◎人員基準の適合していることを事業所が自主点検すること
- ◎運営規程、重要事項説明書等の書類を事業所で適切に整備すること
- ◎介護報酬の加算の体制に影響のないこと
- ◎次の職種でないこと
 - ア 管理者（全サービス）
 - イ サービス提供責任者（介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス）
 - ウ 介護支援専門員（全サービス）
 - エ 計画作成担当者

(2) 加算届について

サービスの種類	算定の開始時期
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (介護予防) 認知症対応型通所介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護 居宅介護支援 介護予防支援 介護予防訪問サービス 介護予防通所サービス	毎月 15 日以前に届出 → 翌月から 16 日以降に届出 → 翌々月から
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型特別養護老人ホーム	届出を受理した日が属する月の翌月 (届出を受理した日が月の初日である場合は当該月)

(3) 届出書の様式について

ホーム>暮らす>福祉・介護・医療>事業者向け情報>変更及び加算の届出について (9 ページ参照)

2 【居宅】特定事業所集中減算について

(1) 判定期間及び減算適用期間

	判定期間	減算適用期間	届出期日
前期	前年度3月1日から当年度8月末日	当年度10月1日から3月31日	9月15日まで
後期	当年度9月1日から当年度2月末日	次年度4月1日から9月30日	3月15日まで

※届出期日が閉庁日の場合、直前の開庁日が届出期日となります。

(2) 手続きについて

- ・80%を超えたサービスが一つでもあった場合、正当な理由の有無に関係なく届出書の提出が必要です。
- ・なお、80%を超えるサービスがなかった場合も、「特定事業所集中減算届出書」及び各サービスの「計算書」は事業所で5年間保管してください。

(3) 届出書の様式について

ホーム>暮らす>福祉・介護・医療>事業者向け情報>特定事業所集中減算の届出について (9 ページ参照)

<説明事項2に関する問い合わせ先 高齢福祉課介護保険係 Te10566-71-2290>

3 市公式ウェブサイトの確認について

市公式ウェブサイトの高齢福祉課のページでは、「事業者向け情報」を掲載しております（例：介護保険最新情報、国・県からのお知らせ、介護報酬改定について、介護保険事業所の各種手続について等）。

重要な情報を掲載しておりますので、普段からこまめにご確認いただきますよう、お願いします。

高齢福祉課のお知らせ HPのご案内



福祉・介護・医療

不審な電話にご注意ください

医療助成制度

- [子ども医療](#)
- [心身障害者医療](#)
- [母子・父子家庭医療](#)
- [精神障害者医療](#)
- [後期高齢者福祉医療費給付制度](#)
- [自立支援医療\(精神通院\)](#)
- [自立支援医療](#)
- [小児慢性特定](#)
- [養育医療](#)
- [精神障害者医療](#) 法を一部変更します。



ホーム

総合トップ

ホーム > [暮らす](#) > 健康、福

健康

③「福祉・介護・医療」
クリック

④「高齢者の福祉」
クリック

福祉・介護・医療

高齢者の福祉



総合トップに戻る

Google™ カスタム検索

ホーム

暮らす

学ぶ



総合トップ

ホーム > [暮らす](#) > 高齢者の福祉

いいね!

高齢者の福祉

■ 個人向け情報

[介護保険制度案内](#) / [利用できるサービス\(介護保険サービス・市
市内事業所一覧](#) / [予防・保健](#) / [介護の知恵袋](#) / [認知症](#) / [支援活動](#) / [在宅医療](#) / [各種申請書](#)

■ 事業者向け情報

[介護保険事業者向け情報](#) / [地域密着型サービス事業者](#)・[介護予防支援](#) /
[介護予防](#)・[日常生活支援総合事業](#) / [居宅介護支援事業者向け情報](#) / [在宅医療](#)・[介護連携拠点推進](#)

■ その他

[あんジョイプラン](#) / [施設整備](#) / [各種審議会](#) / [介護・福祉の仕事に関する情報](#) など

⑤「事業者向け情報」
クリック

重要な事項については太枠で囲ってありますので、随時ご確認ください。

事業者向け情報

■ 新型コロナウイルス感染症情報

- [愛知県緊急事態宣言](#)（令和2年8月7日更新）
- [新型コロナウイルス感染症に係る国・県からの通知等](#)(随時更新)
- [高齢福祉課からのお知らせ](#)(令和2年6月9日更新)
- [愛知県介護サービス確保対策事業費補助金（緊急包括支援金）に](#)
- [愛知県介護サービス確保対策事業費補助金（サービス継続支援事](#)
- [介護サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金につ](#)

■ 介護保険事業者向け情報

- [関係条例・規則・要綱](#)
- [事故報告書について](#)
- [介護報酬改定について](#)
- [事業者連絡調整会議](#)
- [介護保険最新情報Vol.715~](#)(随時更新)
- [介護保険最新情報Vol.600~714](#)
- [介護保険最新情報Vol.511~599](#)
- [災害に係る厚生労働省からの事務連絡](#)(令和3年1月7日更新)
- [国・県からのお知らせ](#)(令和3年2月25日更新)
- [事業者向け研修のお知らせ](#)(令和3年2月16日更新)
- [訪問介護届出について（居宅介護支援基準第13条第18号の2に係](#)

■ 介護保険事業所の各種手続きについて

- [新規指定について](#)

■ 介護保険事業所の各種手続きについて

- [新規指定について](#)
- [更新について](#)
- [変更及び加算の届出について](#)
- [休止・廃止・再開の届出について](#)

処遇改善加算等、各種届出の様式はこちらからダウンロードしてください。

■ 地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援事業者

- [業務管理体制に関する届出について](#)
- [特定事業所集中減算の届出について](#)
- [指定地域密着型通所介護事業所等における宿泊サービス\(お泊りデイ\)の](#)
- [定員が18人以下の通所介護の移行について\(平成28年度\)\(外部リンク\)](#)

■ 介護予防・日常生活支援総合事業

- [介護予防・日常生活支援総合事業のマニュアル、運営の手引き、基準要綱](#)
- [安城市介護予防・生活支援総合事業指定事業者一覧](#)
- [令和2年度短期集中型介護予防サービス事業の実施事業者募集\(令和2年](#)
- [サービス事業費の請求について](#)
- [介護予防・日常生活支援総合事業の単価改定等について\(令和3年3月18](#)
- [介護予防・生活支援サービス事業アンケート等](#)

■ 居宅介護支援事業者向け情報

- [居宅介護支援費に係るターミナルマネジメント加算の取扱いについて\(PDI\)](#)
- [介護保険住宅改修施工事業者研修会](#)